

鶴ヶ島市ロゴマーク使用取扱要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、鶴ヶ島市ロゴマーク（以下「ロゴマーク」という。）を使用する場合の取扱いに関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱においてロゴマークとは、別紙のデザインとする。

(使用申請)

第3条 ロゴマークは、自由に使用できるものとする。ただし、営利を目的として使用する場合には、あらかじめ様式第1号の鶴ヶ島市ロゴマーク使用申請書に必要書類を添えて市長に提出し、その承認を受けなければならない。

(使用承認)

第4条 市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、使用を承認するものとする。

(1) 市の品位を傷つけ、又は傷つけるおそれのあるとき。

(2) 自己の商標又は意匠とするなど、独占的に使用し、又は使用するおそれのあるとき。

(3) 法令又は公序良俗に反し、又は反するおそれのあるとき。

(4) 特定の個人、政党、宗教団体を支援又は公認しているような誤解を与え、又は与えるおそれのあるとき。

(5) 前各号に掲げるもののほか、市長が不適當であると認めるとき。

2 市長は、前項の規定によりロゴマークの使用を承認したときは、様式第2号の鶴ヶ島市ロゴマーク使用承認書により申請者に通知するものとする。この場合において、市長は、ロゴマークの使用方法ほか、必要に応じ条件を付することができる。

(使用上の遵守事項)

第5条 ロゴマークを使用する者（以下「使用者」という。）は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) 使用するデザインは、別紙に定めたものとする。

(2) 定められた色、形等を正しく使用し、デザインの改変等、応用使用はしないこと。ただし、市長が認めた場合は、この限りでない。

(3) 完成物件を提出すること。ただし、完成物件の提出が困難であると市長が認めたものについては、その写真をもって代えることができる。

2 前条の規定による承認を受けた者は、前項の事項に加え、承認された用途のみに使用するものとする。

3 前条の規定による承認を受けた者は、前条の規定による承認によって生じる権利及び義務を第三者に譲渡し、又は継承させてはならない。

(違反等に対する取扱い)

第6条 使用者が、この要綱に違反したときは、市長はその使用の差止めの請求、必要な指示等（以下「請求等」という。）を行う。この場合において、使用者は、直ちに、その請求等に従わなければならない。

2 市長は、第4条の規定による承認を受けた者が、この要綱に違反したときは、様式第3号の鶴ヶ島市ロゴマーク使用承認取消通知書を交付しなければならない。この場合において、使用承認を受けた者に損害が生じても、市長はその責めを負わない。

(損失補償等の責任)

第7条 市は、ロゴマークの使用に係る損失補償等一切の責任を負わない。

2 使用者が、ロゴマークの使用に際して故意又は過失により市に損害を与えた場合は、これによって生じた損害を市に賠償しなければならない。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和3年3月1日から施行する。